

## くま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業補助金 公募要領

### 《 I 重要事項 》

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、熊本県補助金等交付規則、熊本県観光戦略補助金等交付要項、くま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業補助金交付要領に基づき実施します。

本事業に係る重要事項を以下のとおり御案内しますので、必ず御確認いただき、内容について御理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

- 申請する補助事業に係る発注や契約は補助金の交付決定を受けた後に行ってください。補助金の交付決定を受ける前に着手（発注や契約）したものは補助対象経費として認められません（見積書の徴取は可）。
- 補助金の支払いは、補助事業が完了し、補助金の額が確定した後の精算払いです。
- 補助事業に関して、違反や不正が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、加算金を付した上で補助金の返還を求めるとともに、事業者名の公表等を行う場合があります。
- 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入・支出に係る証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければなりません。

## 《Ⅱ 本事業の概要》

### 1 事業の目的

人吉球磨地域は、県内でも有数の観光資源を有する重要なエリアであり、歴史的な町並み、球磨川の自然美、温泉、地域に根差した食文化等、多様な魅力が凝縮された地域である。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害の影響による認知度の低下、本物の魅力である「自然・風景」「歴史文化」などの情報発信不足、交通アクセスの不便等、未だ被災地のイメージが払拭できていない状況が課題となっている。

本事業では、エネルギー価格や人件費高騰等の影響を受ける観光事業者等を支援するため、令和8年9月に全線開通するくま川鉄道を軸にモニターツアーの実施を通じて地域へ人を呼び込み、公共交通機関を活用した周遊の仕組みを構築することにより、地域内での消費を促進し、滞在性の向上やリピート率、観光消費額の増加を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業者及び補助率

#### (1) 補助対象事業者

本事業の補助事業者は、旅行業者、交通事業者等の民間事業者（共同申請を含む）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は応募できない。

- ア 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- イ 会社法等に基づき営業停止等の処分を受けている者
- ウ 本事業の適切な遂行が困難であると認められる者

#### (2) 補助率

定額（上限 35,000 千円／者）

### 3 補助対象事業

くま川鉄道沿線における観光資源を磨き上げ、エリアを周遊する仕組みを構築するための実証（モニターツアー等）を一体的に行う事業を補助対象とする。

具体的な補助対象経費は次のとおり。

#### (1) 観光資源の磨き上げに要する経費

#### (2) 周遊プラン構築に要する経費

- ・くま川鉄道沿線の観光エリアを複数エリア形成したうえで、くま川鉄道を軸とした各エリアの周遊プランを構築すること。
- ・周遊プランの構築にあたっては、事業終了後、地域事業者や観光団体等も販売可能なプランとすること。
- ・モニターツアー等に必要なモビリティ等のレンタルなどの仕組みを構築すること。

と。

(3) モニターツアー等の実施、検証（実施後の提案等を含む）に要する経費

- ・構築した周遊プランをもとにモニターツアー等を実施し、成果等を検証すること。
- ・モニターツアー等の参加者は、計150名以上とすること。
- ・モニターツアーで明らかになった課題や検証結果を整理・改善したうえで、観光エリアや周遊ルートを再提案を行い、報告書として取りまとめて提出すること。

(4) その他

- ・本事業の実施にあたっては、地域住民、関係団体、事業者等の意見を踏まえて進めること。必要に応じて地元関係者との意見交換の場を設け、課題等の共有や意向のすり合わせ等を行うこと。
- ・実証の成果については、検証結果、課題、改善点、今後の展開可能性等を整理し、報告書として提出すること。

(6) 留意点

補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助対象期間中に契約・支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

#### 4 補助対象外経費

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- ・消費税及び地方消費税
- ・その他、知事が不相当と認める経費

#### 5 提案に係る質問について

公募要領について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出先及び提出方法

質問書により、本文書末記の提出先に電子メールで送信すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）4月6日（月）17時必着

### (3) 質問への回答

(1) の質問書に対する回答書は、電子メールで回答する。なお、回答は、参加者全員に知らせる場合がある。

## 6 事業実施計画書の提出について

### (1) 提出書類

- ①参加表明書
- ②事業実施計画書（別記第1号様式—別紙1）
- ③事業経費内訳書（別記第1号様式—別紙2）
- ④企画提案書（様式任意）
- ⑤その他参考となる資料

### (3) 提出先及び提出方法

本書末記の提出先に提出すること。

郵送又は持参にて提出をすること。郵送料などの申請に必要な費用は申請者負担とする。

### (4) 提出締切

令和8年（2026年）4月14日（火）17時必着

## 7 プレゼンテーション審査について

### (1) プレゼンテーション審査

次のとおり、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施する。

#### ①開催日程

##### ア 日時

令和8年（2026年）4月20日（月）

※時間の詳細は、参加希望者別に別途連絡する。

##### イ 場所

熊本県庁防災センター308会議室

##### ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分（最初の20分で提案者による提案準備・説明、その後残り10分で審査員による質疑）を予定。

### (2) 審査基準

- ①事業実施計画書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、以下の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行ったものを採択事業者とする。

評価項目（※配点：非公表）	
1	<b>基本事項</b> ・計画書の内容は事業の趣旨に沿っているか。
2	<b>業務遂行能力</b> ・業務遂行に十分な組織体制か。 ・業務スケジュールは適切か。 ・本業務と内容が類似した業務を行った実績はあるか。
3	<b>事業計画内容</b> 次の各項目において、より良い業務成果が見込める提案か ・くま川鉄道に乗るきっかけとなっており、鉄道の魅力や特徴を活かした企画となっているか。 ・くま川鉄道沿線エリアの周遊プラン構築に資する創造的な内容・発展性のある内容となっており、他地域との差別化が図られているか。 ・事業の実施が可能であり、人吉球磨地域の事業者及び観光資源等について広くネットワークと知識を有し、関係者との協力体制が構築されているか。 ・市町村及び観光事業者等と連携した取組みであり、県内外に向けた情報発信力が認められるか。 ・人吉球磨地域への波及効果や経済効果があるか、事業が終了した後も観光客の周遊促進及び消費拡大につながる工夫があるか。 ・地元事業者が継続して取組める仕組みとなっているか。
4	<b>概算経費</b> ・見積額は妥当か ・コスト削減に向けた工夫が図られているか

※審査経過に関する問い合わせには応じない。

②先に提出した事業実施計画書やその他関係資料のみを使用することとし、プレゼンテーション審査時の追加資料等は受理しない。ただし、持ち込み機材による写真や動画の表示、音楽、音声を使った提案は可能とする。この場合でも、企画提案の重要な部分は事業実施計画書に記載することとし、写真や動画、音楽、音声類でのみ重要事項を伝えることのないよう留意すること。また、機材持ち込みの際、審査室内にコンセント以外の放映設備類は一切ないため、提案者にて適宜準備することとし、持ち込み機材のセッティングに係る時間は、発表時間に含めないものとする。

③プレゼンテーションに参加しない場合は、事業実施の意思がないものとみなす。

### (3) 通知

審査結果及び補助金の交付申請手続きについては、観光文化部観光振興課から通

知を行う。

## 8 補助金の申請手続き及び交付決定について

### (1) 交付申請時の提出書類

- ①交付申請書（要項別記第1号様式）
- ②事業実施計画書（別記第1号様式—別紙1）
- ③事業経費内訳書（別記第1号様式—別紙2）
- ④誓約書（別記第1号様式—別紙3）
- ⑤収支予算書（要項別記第2号様式）
- ⑥その他参考となる資料

### (2) 提出先及び提出方法

本書末記の提出先に提出すること。

郵送又は持参にて提出をすること。郵送料などの申請に必要な費用は申請者負担とする。

### (3) 提出締切

令和8年（2026年）4月23日（木）17時必着

### (4) 交付決定

提出いただいた交付申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書を郵送します。

## 9 補助金の実績報告について

交付決定を受けた補助事業を完了したときは、完了日から1か月を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる。

### (1) 提出書類

事業が完了したら、次の書類を提出すること。

- ①実績報告書（別記第8号様式）
- ②事業実績書（別記第8号様式—別紙1）
- ③事業経費内訳書（別記第1号様式—別紙2）
- ④収支精算書（要項別記第2号様式）
- ⑤事業報告書（様式任意）
- ⑥その他参考となる資料

### (2) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること。

郵送又は持参にて提出をすること。郵送料などの実績報告に必要な費用は申請者負担とする。

### (3) 提出締切り

令和9年（2027年）2月26日（金）17時必着

#### (4) 実績報告後のスケジュール

- ①実績報告書の審査の結果、適正な内容と確認できた後、補助金額の確定通知を郵送。
- ②交付確定通知書が受領後、速やかに請求書（要項別記第10号様式）を提出。

### 10 スケジュール（予定）

1. 質問書の提出	令和8年（2026年）4月6日（月）17時必着
2. 事業実施計画書の提出	令和8年（2026年）4月14日（火）17時必着
3. プレゼンテーション審査	令和8年（2026年）4月20日（月）
4. 内定（採択・不採択通知）	令和8年（2026年）4月21日（火）
5. 交付申請書提出	令和8年（2026年）4月23日（木）17時必着
6. 交付決定（事業開始）	令和8年（2026年）4月下旬
7. 実績報告（事業完了）	令和9年（2027年）2月26日（金）
8. 補助金支払い	令和9年（2027年）3月下旬

### 11 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下の点にご留意ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 本事業により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び画像の著作権は補助事業者に帰属するものとします。ただし、熊本県が必要と認める場合には、当該成果物を無償で利用することができるものとします。

#### 【提出先、問い合わせ先】

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県観光文化部観光振興課観光創生班 木屋

TEL：096-333-2332 FAX：096-385-7077

メール：kiya-a@pref.kumamoto.lg.jp